

お客さま各位

貸金庫規定等の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、令和3年2月22日（月）より、貸金庫規定等について下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

記

一、改定する規定

- 貸金庫規定 ○自動貸金庫規定

二、改定内容

貸金庫契約期間中に解約があった場合の使用料返戻に関する見直しおよび解約手続きに関する取扱いの明確化のため、次のとおり改定します。

【貸金庫規定の改定部分新旧対象表】（下線は変更部分）

改定前	改定後
<p>4.（使用料）</p> <p>(1)～(2)（省 略）</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合、<u>使用料は返戻いたしません。</u></p>	<p>4.（使用料）</p> <p>(1)～(2)（現行どおり）</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合は、<u>解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。</u></p>
<p>11.（損害の負担等）</p> <p>(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、<u>貸金庫の開庫に応じない</u>ことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3)（省 略）</p>	<p>11.（損害の負担等）</p> <p>(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、<u>貸金庫の開庫に<u>応じられない</u></u>ことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3)（現行どおり）</p>
<p>13.（解約等）</p> <p>(1)～(2)（省 略）</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるも</p>	<p>13.（解約等）</p> <p>(1)～(2)（現行どおり）</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるも</p>

<p>のとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>(4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p>のとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>(4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) <u>第1項から第3項の明渡し</u>が3か月以上遅延したときは、<u>当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</u></p> <p>(6) <u>使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行から請求がありしだい支払ってください。</u></p>
--	---

【自動貸金庫規定の改定部分新旧対象表】 (下線は変更部分)

改定前	改定後
<p>4. (使用料)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合、使用料は返戻いたしません。</p>	<p>4. (使用料)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 契約期間中に解約があった場合は、<u>解約日の属する月の翌月から期間満了日ま</u></p>

<p>14. (解約等)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>(4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。</p> <p>(5)～(6) (省 略)</p>	<p><u>での使用料を月割計算により返戻します。</u></p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>(4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。<u>この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</u></p> <p>(5)～(6) (現行どおり)</p>
--	--